

※青字の部分は、自社にあった内容を記載してください。

【参考例】

2 B社 ※自社の就業規則に追加する場合（詳細版）

（妊娠中の通院等）

第○条 妊娠中及び出産後1年以内の女性が健康診査を受けるために通院する場合、必要時間の遅刻、早退、離席を認める。通院のため出社不能の場合は本人の請求により、特別休暇の取得を認める。

（通勤緩和の措置）

第○条 妊娠中の女性が、通勤時の混雑が母体の負担になる場合は、本人の請求により始業時間を30分繰下げ、就業時間を30分繰上げを認める。

ただし、本人の請求により合計1日1時間以内を限度として繰下げまたは繰上げ時間の調整を認める。

さらに、医師等による具体的な指導がある場合は、その指導事項が守られるよう、始業時間及び終業時刻の変更を認める。

（休憩の措置）

第○条 妊娠中の女性が、勤務中、業務を負担に感じる場合は、本人の請求により適宜休憩することを認める。

（妊娠中及び産後の症状等に対応する措置）

第○条 妊娠中及び出産後1年以内の女性が、身体に何らかの症状又は症状が発生するおそれがあるとして、医師又は助産師からの指導を受けた場合は、本人の請求により「母性健康管理指導事項連絡カード」に基づきその指導が守れるよう、業務内容の軽減、勤務時間の短縮等を認める。また休業が必要な場合は、特別休暇の取得を認める。

（措置中の待遇）

第○条 第○条から第○条までの措置のうち、通院時間、勤務時間の短縮及び休業の措置中

の賃金の取扱いは、

{	有給	}	とする。
	○○%有給		
	無給		

ただし、第○条の妊娠中及び産後の症状に対応する措置として、○日以上の特別休暇を取る場合は、○日目以降の賃金は、疾病休暇と同じ扱いとする。